

事 務 連 絡  
令 和 3 年 9 月 8 日

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室）御中

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活の変化を踏まえた  
生活困窮世帯に対する栄養・食生活支援の推進について（依頼）

平素より生活困窮者自立支援制度の対応について、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や新しい生活様式の適用等により、国民の栄養・食生活の状況が変化している可能性があることから、その影響等を把握するために、令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業：本省健康局分）において栄養・食生活に関する調査研究を行いました。

今回の調査研究結果では、世帯所得が少ない集団や自身の食生活の状況が悪くなったと評価している集団において、栄養・食生活の状況に課題が生じている可能性が示唆されたことから、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活の変化を踏まえた栄養・食生活支援の推進について（依頼）」（令和3年9月8日厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡）が各自治体の衛生主管部（局）宛てに発出され、栄養格差の縮小に向けて健康増進部局と福祉部局等との連携による取組について依頼がありました。

この中で、特に生活困窮世帯をはじめとした栄養・食生活支援を必要とする世帯及び者に対する取組は、既存事業との連携やこうした事業の場の活用による個人及び環境へのアプローチも必要とあります。

各自治体の生活困窮者自立支援制度担当課（室）においては、健康増進担当課との間で十分な連携を図り、以下の連携例も参考の上、生活困窮世帯に対する栄養・食生活支援を推進していただきますようお願いいたします。

なお、「生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業における支援の充実について」（令和2年5月19日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）の「一 食事提供に関する支援について」も御参照いただきますようお願いいたします。

（連携例）

- フードバンク等から提供のあった食料を自立相談支援機関の窓口で渡す際に必要に応じて健康増進担当課の管理栄養士等による食生活の助言や食生活改善推進員による情報提供等を行う
- 子どもの学習・生活支援事業の保護者に対する支援（子どもの養育に必要な知識の情報提供等）の際に健康増進担当課の管理栄養士等による食生活の助言や食生活改善推進員による情報提供等を行う など

※食生活改善推進員

市町村で養成され、食を通じた地域の健康づくりのボランティア活動を行う。会員約13万人、全国1,301市町村（令和2年4月現在）に協議会組織を持つ。